

# 狂犬病予防集合注射のお知らせ

生後91日以上の犬は、生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。 狂犬病は、犬をはじめ人間を含めた多くの動物に感染し、発病すると100%死んでしまう怖い病気です。 村では、次のとおり犬の登録及び狂犬病予防集合注射を実施しますので必ず受けましょう。

### 令和2年 10月11日(日)

松田区公民館9:00~ 9:45宜野座区公民館10:00~10:45惣慶区公民館11:00~11:45福山区公民館13:15~13:45漢那区公民館14:00~14:45城原区公民館15:00~15:30

☆ どちらの会場でも受けられますが、できるだけお住まいの地域で受けて下さい。

☆ 料 金:登録犬は、注射料金2,850円+注射済票交付料550円=3,400円

:未登録犬は、登録手数料3,000円+3,400円=6,400円が必要です。

☆ 当日は混雑が予想されますので

犬の登録及び変更申請は、事前に済ませましょう。

問い合わせ: 宜野座村役場・村民生活課 ☎968-8501 R2.9

## <u>狂 犬 病</u>

#### 狂犬病予防について

- ① 人を含め全ての哺乳動物に感染し発症すると100%死亡する人獣共通の感染症です。
- ② 人への感染の95%以上は犬からの咬傷事故で、世界中で毎年約5万5千人が死亡している。
- ③ 飼い主は、狂犬病予防法にて生後91日以上の犬に一生涯一度の登録と年一度の狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。(これを怠ると20万円以下の罰金に処せられます)
- ④ 狂犬病予防法は、犬の為でなく国民を守るための法律です。

#### 沖縄県の現状と問題について

- ① 犬の登録と予防接種率が全国最下位、放し飼いや捨て犬猫が多く咬傷事故件数も多い。
- ② 狂犬病を流行させ、撲滅を困難にするマングースが多い。
- ③ 登録や死亡・移転届けが確実に行われていないことや予防注射の未接種もしくは動物病院で受けても 注射済証が市町村へ届けない飼い主が多いため、接種率が向上しない。

#### 狂犬病予防集合注射について

- ① 毎年4~6月は、行政機関による狂犬病予防集合注射実施月間です、宜野座村に於いては来る<u>令和2年</u> 10月11日の日曜日が実施日です。
- ② 当日は混雑が予想されますので犬の登録及び変更申請は、事前に済ませましょう。
- ③ 集合注射を受診できない方は、後日最寄りの動物病院で予防接種を済ませ注射済みを明らかにする書類を 持参して村役場にて注射済証(有料)の交付を受けてください。
- ④ 室内外での飼育を問わず、飼い主が登録や予防注射を受けていない、もしくは動物病院で接種を受けても 市町村へ届出を行わないことは、違法行為です。

宜野座村役場·村民生活課』R2.9